掛川市告示第66号

掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和７年５月26日

掛川市長　久　保　田　　崇

第３の表を次のように改める。

補助の対象	補助額
危険住宅の除却に要する経費	１平方メートル当たり、木造住宅又は木造建築物にあっては３万3,000円、非木造住宅又は非木造建築物にあっては４万7,000円を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。
危険住宅が所在する区域からの引越に要する経費（動産移転費及び仮住居費に限る。）	97万5,000円を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。
移転住宅建設等をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）の支払に要する経費	１戸当たり731万8,000円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8,000円）を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。